

交通反則通告制度(青切符)導入後の流れ

令和8年4月1日から、16歳以上の自転車の運転者による一定の交通違反(反則行為)に対して、交通反則通告制度(青切符)による違反処理(反則金が科せられる)が行われます。

交通反則通告制度(青切符)とは…

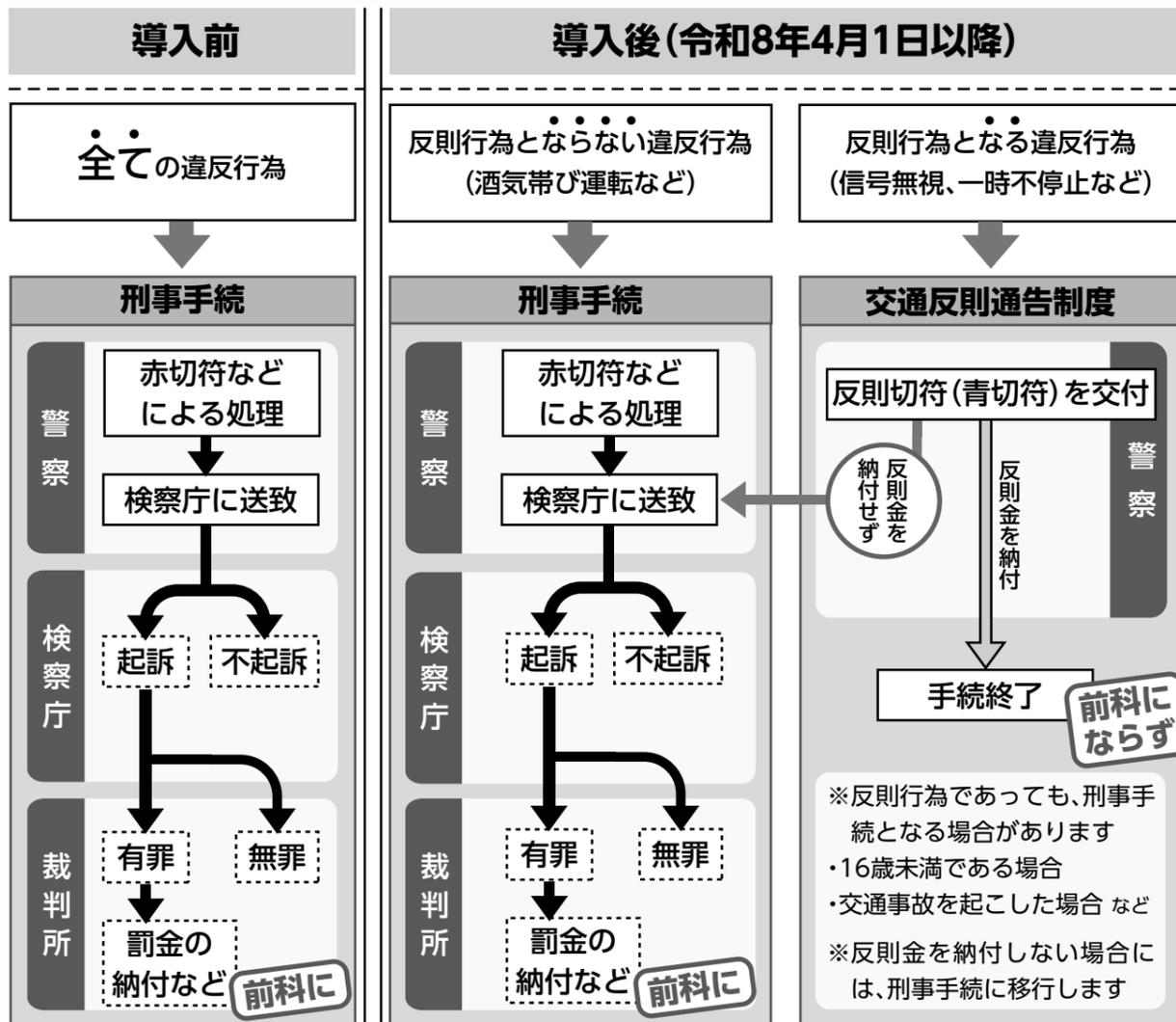
比較的軽い交通違反(反則行為)について、一定の期間内に反則金を納めれば、刑事手続き(裁判など)に移行することなく、事件が終結される(「前科」がつかない)制度です。

自転車による違反行為 ※原則は指導警告

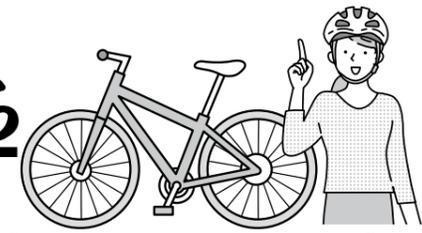
- 交通事故につながる危険な運転行為を行った場合
- 警察官の警告に従わずに違反行為を続けた場合

交通違反として検挙

検挙された後の流れ



令和8年4月1日から



自転車の一定の交通違反に交通反則通告制度(青切符)導入!

問い合わせ 宗像警察署 ☎0940-36-0110

自転車の交通事故を防ぐため、交通事故につながる危険な運転行為などの悪質・危険な交通違反に交通反則通告制度(青切符)が導入され、検挙後の手続きが変わります。

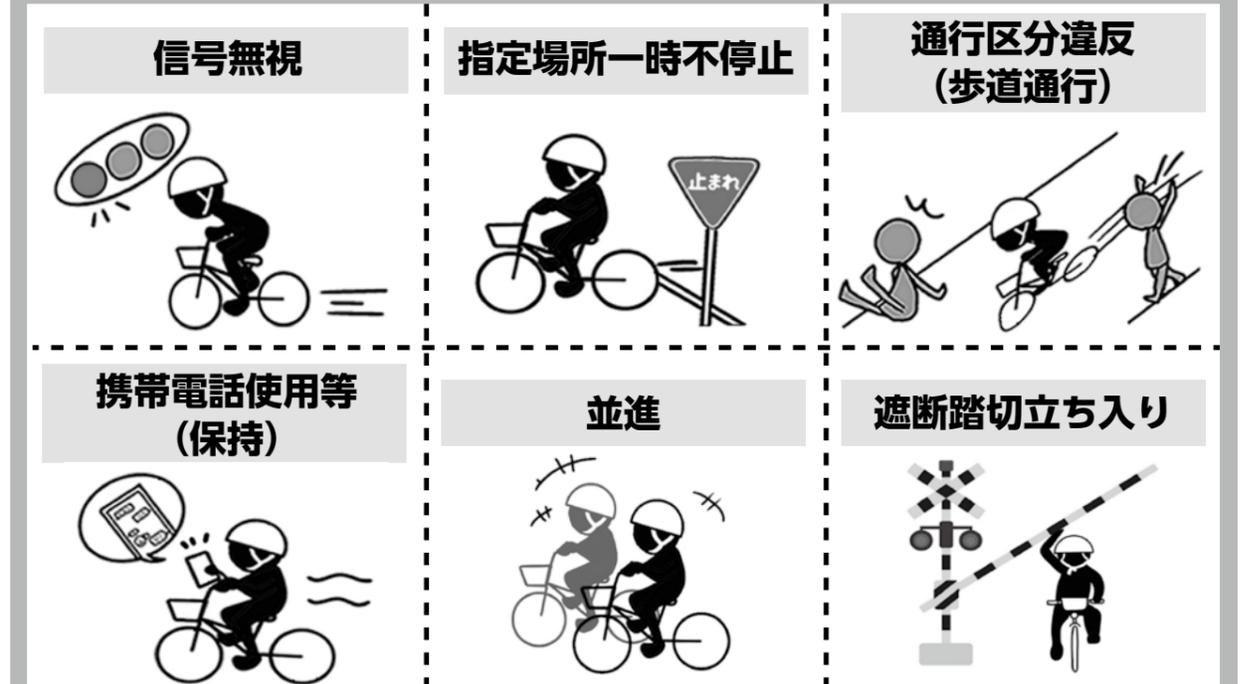
※酒気帯び運転などの重大な違反は、従来どおり刑事処分の対象



- 令和8年4月1日から
- 対象行為は113種類
- 対象車両は自転車
- 反則金額は原付バイクと同等 ※最高額12,000円
- 対象年齢は16歳以上

青切符により検挙される違反例

※これらの違反は一例です



★交通反則通告制度(青切符)や導入後の流れなどの詳細は福岡県警察ホームページまたは右の二次元コードをチェック→→→

